

昭和三十一年法律第一百六十六号

二十二年法律第

目次	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 製鍊の事業に関する規制（第三条—第十二条の七）	
第三章 加工の事業に関する規制（第十三条—第二十二条の九）	
第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第十三条—第十四条）	
第一節 実験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第十三条—第十四条）	
第二節 電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第十四条—第十五条）	
第五章 貯蔵の事業に関する規制（第四十三条—第十四条）	
第六章 再処理の事業に関する規制（第四十四条—第十五条）	
第七章 廃棄の事業に関する規制等	
第一節 廃棄の事業に関する規制（第五十一条—第五十二条）	
第二節 指定廃棄物埋設区域に関する規制（第五十二条—第五十三条）	
第八章 核燃料物質等の使用等に関する規制	
第一節 核燃料物質の使用等に関する規制（第五十四条—第五十五条）	
第二節 核原料物質の使用に関する規制（第五十五条—第五十六条）	
第九章 原子力事業者等の責務（第五十七条の八）	
第十章 原子力事業者等に関する規制等（第五十八条—第五十九条）	
第十一章 原子力規制検査に基づく監督（第六十条—第六十一条）	
第二節 国際規制物資の使用等に関する規制等（第六十一条—第六十二条）	
第十二章 国際規制物資の使用等に関する規制等（第六十二条—第六十三条）	
第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（第六十三条—第六十四条）	
第二節 指定情報処理機関（第六十四条—第六十五条）	

附則

第一章

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和のために限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいいう。

第二条 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいいう。

第三条 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいいう。

第四条 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいいう。

第五条 この法律において「発電用原子炉」とは、発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くものをいいう。

6 この法律において「特定核燃料物質」とは、次条
7 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。）、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

この法律において「原子力施設」とは、次条第二項第二号に規定する製鍊施設、第十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設及び同条第三項第二号に規定する廃棄物管理施設並びに第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等をいう。

この法律において「製鍊」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

この法律において「原子力規制検査」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）その他日本国政府と一の外国政府（国際機関を含む。）との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束（核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）を除く。以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核燃料物質、

13 う。核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をい
う。

14 告示する。

この法律において「国際特定活動」とは、追
加議定書附屬書Ⅰに掲げる活動をいう。

第二章 製鍊の事業に関する規制

(事業の指定)

第三条 製鍊の事業を行おうとする者は、政令で
定めるところにより、原子力規制委員会の指定
を受けなければならない。

前項の指定を受けようとする者は、次の事項
を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し
なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 製鍊設備及びその附属施設（以下「製鍊施
設」という。）を設置する工場又は事業所の
名称及び所在地

三 製鍊施設の位置、構造及び設備並びに製鍊
の方法

四 製鍊施設の工事計画

五 製鍊施設の保安のための業務に係る品質管 理に必要な体制の整備に関する事項 (指定の基準)

第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の指定
の申請があつた場合においては、その申請が次
の各号のいずれにも適合していると認めるとき
でなければ、同項の指定をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足りる技術的
能力及び経営的基礎があること。

二 製鍊施設の位置、構造及び設備が核原材料物
質又は核燃料物質による災害の防止上支障が
ないものとして原子力規制委員会規則で定め
る基準に適合するものであること。

三 前条第二項第五号の体制が原子力規制委員
会規則で定める基準に適合するものであるこ
と。

(指定の欠格条項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、
第三条第一項の指定を与えない。

一 第十条第二項の規定により第三条第一項の
指定を取り消され、取消しの日から二年を経
過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

(変更の許可及び届出)

第六条 第三条第一項の指定を受けた者(以下「製鍊事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を变更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子弹規制委員会の許可を受けなければならない。

ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを变更しようとするときは、この限りでない。

製鍊事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を变更したときは、变更の日から三十日以内に、その旨を原子弹規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを变更したときも、同様とする。

3 第四条の規定は、第一項の許可に準用する。
(事業開始等の届出)

第七条 製鍊事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子弹規制委員会に届け出なければならない。

(合併及び分割)

第八条 製鍊事業者である法人の合併の場合(製鍊事業者である法人と製鍊事業者でない法人が合併する場合において、製鍊事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る製鍊の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子弹規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により製鍊の事業の全部を承継した法人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 第四条第一号及び第三号並びに第五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第九条 製鍊事業者について相続があつたときは、相続人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製鍊事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その

行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

(変更の許可及び届出)

第三条第一項の指定を受けた者(以下「製鍊事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を变更しようとするときは、原子弹規制委員会は、製鍊事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、製鍊事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて第一項の指定を取り消すことができる。

一 第五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとればならない事項を許可を受けないでしたと反したとき。

三 第十一条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。

七 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

八 第十二条の六第一項の規定に違反して製鍊の事業を廃止したとき。

九 第十二条の六第二項の規定に違反したとき。

十 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

(記録)

第十一条 製鍊事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、製鍊の事業の実施に関する原子弹規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。

第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核燃料物質の防護規制委員会に届け出なければならない。

(特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等)

第十二条の二 製鍊事業者は、製鍊施設を設置し工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子弹規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施工料物質の防護のための区域の設定及び管理、施工料物質の管理、特定核燃料錠等による特定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置(以下「防護措置」という。)を講じなければならない。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子弹規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、製鍊事業者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱い方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を命ずることができる。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製鍊事業者は、前項の認可をしてはならない。

第十二条の三 製鍊事業者は、第十二条の二第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子弹規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子弹規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核燃料物質防護管理者を選任しなければならない。

2 製鍊事業者は、前項の規定により核燃料物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子弹規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核燃料物質防護管理者の義務等)

第十二条の四 核燃料物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 製鍊施設に立ち入る者は、核燃料物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核燃料物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核燃料物質防護管理者の解任命令)

第十二条の五 原子力規制委員会は、核燃料物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核燃料物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

2 製鍊施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他原子力規制委員会規則で定める製鍊の事業の廃止に伴う措置(以下この章において「廃

め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子弹規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、核燃料物質防護規定の変更を命ずることができる。

出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。
 (設計及び工事の計画の認可)

第十六条の二 加工施設の設置又は変更の工事
 (核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、加工施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 加工施設が第十六条の四の技術上の基準に適合するものであること。

三 加工事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

四 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合、その設計及び工事の計画を変更した後の開始の後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十六条の三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする加工施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十七条 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(合併及び分割)

第十八条 加工事業者である法人の合併の場合(加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る加工の事業の全部を承継せざる場合に限る。)において当該合併又は分割したもの(合併したものを含む。)に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めることにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により加工施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(加工施設の維持)

第十九条 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(定期事業者検査)

第二十条 加工事業者は、加工事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

二 原子力規制委員会は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十二条の三の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 加工事業者は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律五百六十六号)第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二 原子力規制委員会は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十二条の三の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第二十二条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。

(記録)

第二十三条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工の事業の実施に關し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。

(保安及び特定核燃料物質の防護のため講ずべき措置)

第二十四条 加工事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

一 加工施設の保全

二 加工設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

二 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は廃棄に限る場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。（施設の使用の停止等）

第二十一条の三 原子力規制委員会は、加工施設の位置、構造若しくは設備が第十四条第三号の基準に適合していないと認めるとき、加工施設が第十六条の四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その加工事業者に対し、当該加工施設の使用の停止、改定、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対しては正措置等を命ずることができる。（保安規定）

第二十二条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに關する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするには、前項の認可をしてはならない。

2 第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。（核燃料取扱主任者）

第二十二条の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。（核燃料取扱主任者免狀）

2 加工事業者は、前項の規定により核燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。（核燃料取扱主任者免狀）

第二十二条の三 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、核燃料取扱主任者免状を交付する。

一 原子力規制委員会の行う核燃料取扱主任者の試験に合格した者

二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、核燃料物質の取扱いに関する者と同様の認める者

3 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に對しては、核燃料取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりつた後、二年を経過していない者

3 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられることがある。（加工施設の安全性的の向上のための評価）

4 第一条第一号の核燃料取扱主任者試験の課目、受験手続その他核燃料取扱主任者試験の実

施細目並びに核燃料取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。（核燃料取扱主任者の義務等）

第二十二条の四 核燃料取扱主任者は、加工の事業における核燃料物質の取扱いに關し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに從事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに從事するのためにする指示に従わなければならぬ。（核燃料取扱主任者の解任命令）

第二十二条の五 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、加工事業者に対し、核燃料取扱主任者の解任を命ずることができること。（核物質防護規定）

第二十二条の六 加工事業者は、第二十二条の二第二項から第四項までの規定第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（核物質防護規定）

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二条の六第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

第二十二条の七 加工事業者は、第二十二条の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者の返納を命ぜられ、その日から一年を経過して

2 第十二条の三第二項、第二十二条の四及び第十一条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と、「製錬施設」とあるのは「加工施設」と読み替えるものとする。

3 加工事業者は、第一項の評価を実施したとき

2 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 加工事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他の原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした加工事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

設における安全性の向上を図るために、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

前項の評価は、次に掲げる事項について調査及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに從事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに從事するのためにする指示に従わなければならぬ。（核燃料取扱主任者の解任命令）

2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに從事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに從事するのためにする指示に従わなければならぬ。（核燃料取扱主任者の解任命令）

四 行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者
二 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者
四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるものに前項の許可及び届出等)

一十六条 試験研究用等原子炉設置者は、第二十三条第二項第二号から第五号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

試験研究用等原子炉設置者は、第三十二条第一項に規定する場合を除き、第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

試験研究用等原子炉設置者は、登録がなされたときは、試験研究用等原子炉設置者の登録がなされたとき、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

第二十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

一十六条の二 第二十三条の二第一項の許可を受けた者（以下「外国原子力船運航者」といふ。）は、同条第二項第二号に掲げる事項（次項の規定の適用を受けるものを除く。）を本邦内において変更しようとするとき、又は本邦外においてこれらの事項を変更した後外國原子力船舶を本邦の水域に立ち入らせようとするときは、その変更又は変更に係る試験研究用等原子炉の本邦内における保持について、政令で定めることに由り、原子力規制委員会の許可を受ければならない。

第一号に係るもののみを変更したときは、遅滞なればならない。本邦外においてこれららの事項のみを変更した後外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせたときも、同様とする。

第二十四条の二の規定は、第一項の許可に準用する。

(設計及び工事の計画の認可)

第二十七条 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事(核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による灾害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしてしむとする試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」といいう。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、試験研究用等原子炉施設一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところによつて、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 実験研究用等原子炉施設が第二十八条の一の技術上の基準に適合するものであること。

試験研究用等原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会に届け出なければならない場合、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(使用前事業者検査等)

第二十八条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする試験研究用等原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(次項及び第三十七条规定第一項において「使用前事業者検査」という。)において書かれては、その試験研究用等原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画(同項ただし書の原原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を含む。)に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により試験研究用等原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その試験研究用等原子炉施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(試験研究用等原子炉施設の維持)

第二十八条の二 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期検査の実施を受ける場合、定期検査の実施を受ける場合を除き、この限りでない。

2 ならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

3 前項の検査（次項及び第三十七条第一項において、「定期事業者検査」という。）においては、その試験研究用等原子炉設施が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

2 (運転計画)
3 第三十一条 試験研究用等原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る試験研究用等原子炉（政令で定める試験研究用等原子炉に該当するものを除く。）の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。（これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、この限りでない。）

2 (合併及び分割)
3 第三十二条 試験研究用等原子炉設置者である法人の合併の場合（試験研究用等原子炉設置者でない法人と試験研究用等原子炉設置者でない法人が合併する場合において、試験研究用等原子炉設置者である法人が存続するときを除く。又は分割の場合（当該許可に係る全ての試験研究用等原子炉設施並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該試験研究用等原子炉設施並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継した法人は、試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。）

2 第二十四条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。
3 (相続)

2 前項の検査（次項及び第三十七条第一項において「定期事業者検査」といふ。）においては、その試験研究用等原子炉設置が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。（運転計画）

第三十条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る試験研究用等原子炉（政令で定める試験研究用等原子炉に該当するものを除く。）の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、この限りでない。

（合併及び分割）

第三十一条 試験研究用等原子炉設置者である法人の合併の場合（試験研究用等原子炉設置者である法人と試験研究用等原子炉設置者でない法人が合併する場合において、試験研究用等原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての試験研究用等原子炉設施並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継される場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該試験研究用等原子炉設施並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。（相続）

第三十二条 試験研究用等原子炉設置者についての規定があつたときは、相続人は、試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

2 第二十四条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。

2 前項の規定により試験研究用等原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
 (許可の取消し等)

第三十三条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に試験研究用等原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでし

三 第三十六条又は第三十六条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二第二項において準用する第七十二条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二第二項において準用する第八条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の二の二第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の二の二第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十一条の二第二項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二十 港則法(昭和二十三年法律第七百七十四号)第四十条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による处分又は同法第四十条第二項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反があつたとき。

二十一 港則法(昭和二十三年法律第七百七十四号)第四十条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反があつたとき。

二十二 原子力規制委員会は、外國原子力船運航者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号、第十三号、第十四号又は第二十号に掲げるとき。

二 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。

三 第六十二条の二第二項の条件に違反したとき。

(記録)

第三十四条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉の運転その他試験研究用等原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は試験研究用等原子炉設置者の事務所)に備えて置かなければならぬい。

第三十五条 試験研究用等原子炉設置者及び外國原子力船運航者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の保全

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次項において同じ。)において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつた場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉設置者が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために講すべき措置に係る事項を通知するものとする。)

四 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者は外國原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講すべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長(港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十五条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長)に対し、当該原子力船の航行に関する規制をすべきことを指示するものとする。

(施設の使用の停止等)

第三十六条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第二十四条第一項第三号の基準に適合していないと認めるととき、試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の技術上の基準に適合していないと認めるととき、又は試験研究用等原子炉施設の保全、試験研究用等原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その試験研究用等原子炉設置者は又は外國原子力船運航者に対し、当該試験研究用等原子炉施設の使用の停止、改修、修理又は移転、試験研究用等原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、試験研究用等原子炉設置者又は外國原子力船運航者に対し、是正措置等を命ずることができる。

(原子力船の入港の届出等)

第三十六条の二 試験研究用等原子炉設置者(試験研究用等原子炉を船舶に設置した者に限る。以下この条において同じ。)は、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 外國原子力船運航者は、外國原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことをしてはならない。

認めるときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 試験研究用等原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三十八条 削除

(試験研究用等原子炉の譲受け等)

第三十九条 試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設(原子力船を含む。第四項において同じ。)を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者(試験研究用等原子炉設置者を除く。)からその所有する原子力船を譲り受けようとする者は、政令で定めることにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

5 第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、試験研究用等原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「第二十三条第二項第二号から第五号まで、第八号又は第九号に掲げる事項」とあり、及び同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは、「政令で定める事項」と、第三十二条及び第四十三条の三の二第二項中「第二十二条第一項」とあるのは、「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。(試験研究用等原子炉主任技術者)

第四十条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、試験研究用等原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の規定により試験研究用等原子炉主任技術者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(原子炉主任技術者免状)

第四十一条 原子力規制委員会は、次の各号のいづれかに該当する者に対し、原子炉主任技術者免状を交付する。

一 原子力規制委員会の行う原子炉主任技術者試験に合格した者

二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、原子炉に関する知識及び経験を有すると認める者

三 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対する、原子炉主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 原子力規制委員会は、原子炉主任技術者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その原子炉設置者の返納を命ぜることができる。

四 第一項第一号の原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。

(試験研究用等原子炉主任技術者の義務等)

第四十二条 試験研究用等原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。試験研究用等原子炉の運転に從事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉主任技術者がこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第四十三条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第四十四条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第四十五条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第四十六条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第四十七条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第四十八条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第四十九条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

第五十条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者免状の解任命令

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第四十三条の二の二 試験研究用等原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と「製錬施設」とあるのは「試験研究用等原子炉施設」と読み替えるものとする。

(廃止措置実施方針)

第四十三条の三 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始しようとするときは、当該試験研究用等原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄その他原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置(以下この節において「廃止措置」という。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に關し必要な事項を定めなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の二 試験研究用等原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると、試験研究用等原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三条第一項若しくは第二項

2 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置を開こうとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に關する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、試験研究用等原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第二項及び前項」と、同

2 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、試験研究用等原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第二項及び前項」と、同

員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。(相続)

第四十三条の三の十九 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。(許可の取消し等)

第四十三条の三の二十 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けることとする。

三 第四十三条の三の八第一項による命令に違反したとき。

四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十二条の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の三の二十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三条の三の三十二第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三条の三の三十四第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十九条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。(記録)

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。(施設の使用の停止等)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止に反したとき。

2 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定を守らなければならぬこと。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬこと。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬこと。

(発電用原子炉の譲受け等)

第四十三条の三の二十五 発電用原子炉設置者が、核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者及びその従業者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者が、核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者及びその従業者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者が、核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者及びその従業者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の二第二項の規定は、前項の許可に準用する。

第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に際して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するものうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 第四十一条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、

第四十二条第一項中「試験研究用等原子炉の」とあるのは「発電用原子炉の」と読み替えるものとする。(核物質防護規定)

第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取り扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の一第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と読み替えるものと/orは、「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項及び第四項中「製鍊事業者」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)
第四十三条の三の二十八 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製鍊事業者」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と、「製鍊施設」とあるのは、「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。
(発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価)

第四十三条の三の二十九 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定めるところごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定めるところごとに、当該発電用原子炉施設を除き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の会規則で定める場合を除き、この限りでない。
① 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の会規則で定める場合を除き、この限りでない。

全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準に於ける措置を講じた場合における当該措置及びその他のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定めた場合を除き、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請が受けたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるとときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。(発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定)

第四十三条の三の三十一 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るために、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器(以下「型式設計特定機器」という。)をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づ式(証明)

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三条の三の六第一項第四号の基準(技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならぬ。第四十三条の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときは、同様とする。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外國機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に違反したとく原子力規制委員会規則の規定に違反したと定められたとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めて当該職員に指定された機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

4 第一項の指定の手続その他型式の指定に関する事項は、原子力規制委員会規則で定める。

5 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

6 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

7 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

8 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

9 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

10 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

11 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

12 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

13 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

14 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

15 第一項の指定の手続その他の型式の指定に係る機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器(帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき)。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

(廃止措置実施方針)

第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該発電用原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 発電用原子炉設置者は、廃止措置実施方針に定める事項は、原子力規制委員会規則で定める。 (発電用原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の三十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第一項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可是、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三条の三の三十五 発電用原子炉設置者が規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合は、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三条の三の二十第一項若しくは第二十第一項若しくは第二十一項若しくは第二十二条の七の二）と、「第十六条の四、第五及び第二十二条の七の二」とある「発電用原子炉設置者」と、「第十六条の五及び第二十二条の七の二」とある「第十四十三条の三の十四、第四十三条の三の十五第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第十六条の四、第五及び第二十二条の七の二」とある「第十四十三条の三の十四、第四十三条の三の十六及び第四十三条の三の二十九」と読み替えるものとする。

4 第十六条の五及び第二十二条の七の二とある「第十四十三条の三の十四、第四十三条の三の十五第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第十六条の四、第五及び第二十二条の七の二」とある「第十四十三条の三の十四、第四十三条の三の十六及び第四十三条の三の二十九」と読み替えるものとする。

(事業の許可)

第四十三条の四 使用済燃料（実用発電用原子炉（発電用原子炉であつて第二条第五項の政令で定める原子炉以外のもの）その他その運転に伴い発電用原子炉設置内の貯蔵設備の貯藏能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の五及び第七十八条第六号の二において同じ。）の貯蔵（試験研究用等原子炉設置者、外國原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉設置、発電用原子炉施設、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項第七号に規定する再処理施設又は第五十二条第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯藏能力が政令で定める貯藏能力以上である貯藏設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」といふ。）の事業を行おうとする者は、政令で定め

3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第一項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可是、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物又は発電用原子炉」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第三項において準用する前条第八項」と、第十二条の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十五第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可是、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替える。

5 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

(許可の基準)

7 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(許可の基準)

8 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

9 一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的・経営的能力及び経理的基礎があること。

10 三 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものと認められるものであること。

11 四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることを。

12 五 前項の場合においては、第四十三条の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

13 六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

(許可の欠格条項)

第四十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十三条の四第一項の許可を与えない。

一 第四十三条の十六第二項の規定により第四

十三条の四第一項の許可を取り消され、取消

しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることのなくな

つた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を適確に行うこ

とができない者として原子力規制委員会規則

で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第四十三条の七 第四十三条の四第一項の許可を

受けた者(以下「使用済燃料貯蔵事業者」とい

う。)は、同条第二項第二号から第四号まで、

第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようと

するときは、政令で定めるところにより、原子

力規制委員会の許可を受けなければならない。

ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所

の名称のみを変更しようとするときは、この限

りない。

使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十五

第一項に規定する場合を除き、第四十三条の四

第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更し

たときは、変更の日から三十日以内に、その旨

を原子力規制委員会に届け出なければならない。

同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名

称のみを変更したときも、同様とする。

第四十三条の五の規定は、第一項の許可に準

用する。

(設計及び工事の計画の認可)

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵施設の設置又

て汚染された物による災害の防止上支障がない

ものとして原子力規制委員会規則で定めるもの

をしようとする使用済燃料貯蔵事業者は、原

子力規制委員会規則で定めるところに

より、当該工事に着手する前に、その設計及び

工事の方法その他の工事の計画(以下この条及

び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、使用済

燃料貯蔵施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

燃料貯蔵施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた

設計及び工事の計画を変更しようとするとき

は、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、原子力規制委員会の認可を受けなければな

らない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限

りでない。

原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が

次の各号のいずれにも適合していると認めると

きは、前二項の認可をしなければならない。

その設計及び工事の計画が第四十三条の四

第一項若しくは前条第一項の許可を受けたと

ころ又は同条第二項の規定により届け出たと

ころによるものであること。

二 使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技

術上の基準に適合するものであること。

前項の場合においては、第四十三条の二十六

の三第一項の規定により指定を受けた型式の同

号の技術上の基準に適合しているものとみな

す。

二 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の

規定によりやむを得ない一時的な工事をする場

合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原

子力規制委員会に届け出なければならない。

第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書

の規定により設計及び工事の計画について原

子力規制委員会に届け出なければならない。

第一項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

(定期事業者検査)

第四十三条の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、原

子力規制委員会規則で定めるところにより、定

められた期間に、使用済燃料貯蔵施設について検査を行

い、その結果を記録し、これを保存しなければならぬ。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

(定期事業者検査)

第四十三条の十二 使用済燃料貯蔵事業者は、そ

れぞれその日から十五日以内に、その旨

を原子力規制委員会に届け出なければならない。

前項の検査(次項及び第四十三条の二十第一

項において「定期事業者検査」という。)においては、その使用済燃料貯蔵施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

第四十三条の十三 使用済燃料貯蔵事業者は、原

(貯蔵計画)

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画(同項ただし書の規定により許可を受けることとする。ただし、第四十条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。)

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

二 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた

設計及び工事の計画を変更しようとするとき

は、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を

したもの(を含む。)に従つて行われたもので

あること。

二 次条の技術上の基準に適合するものである

こと。

二 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた

設計及び工事の計画を変更しようとするとき

は、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を

したもの(を含む。)に従つて行われたもので

あること。

用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

(合併及び分割)

第四十三条の十四 使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併の場合(使用済燃料貯蔵事業者である法人と使用済燃料貯蔵事業者でない法人が合併する場合において、使用済燃料貯蔵事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合は(当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継させることのない。)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。

二 第四十三条の五第一項第一号、第二号及び第四号並びに第三項並びに第四十三条の六の規定は、前項及びに第四十三条の六の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

二 第四十三条の五第一項第一号、第二号及び第四号並びに第三項並びに第四十三条の六の規定は、前項の認可に準用する。

二 前項の規定により使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

二 前項の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

二 前項の検査(次項及び第四十三条の二十第一

項において「定期事業者検査」という。)においては、その使用済燃料貯蔵施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

三 第四十三条の十九の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の二十第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の二十五第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の一第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三条の二十六第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の二十六第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

第四十三条の十七 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使

用済燃料の貯蔵の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその事業所に備えて置かなければならない。(保安及び特種核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三条の十八 使用済燃料貯蔵事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の保全

二 使用済燃料貯蔵設備の操作

三 使用済燃料の運搬(使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われるものに限る。次条第一項において同じ。)又は使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄(運搬及び廃棄にあつては、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。同項において同じ。)

四 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

2 (施設の使用の停止等)

第四十三条の十九 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合していないと認めるととき、使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技術上の基準に適合していないと認めるととき、又は使用済燃料貯蔵施設の保全、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料の運搬若しくは使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用済燃料貯蔵事業者に対し、当該使用済燃料貯蔵施設の使用の停止、改造、修理又は移転、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料のための必要な措置を命ぜることができる。

3 (核物質防護管理者)

第四十三条の二十 削除

4 (使用済燃料取扱主任者)

第五十三条の二十一 削除

第五十三条の二十二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者その他の原子力規制委員会規則で定める資格を有する者のうちから、使用済燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 (使用済燃料取扱主任者の義務等)

第五十三条の二十三 使用済燃料取扱主任者は、前項の規定により選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これ解任したときも 同様とする。

2 (使用済燃料取扱主任者の義務等)

第五十三条の二十四 原子力規制委員会は、使用済燃料取扱主任者が選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これ解任したときも 同様とする。

2 (使用済燃料取扱主任者の義務等)

第五十三条の二十一 削除

第五十三条の二十二 削除

第五十三条の二十三 削除

第五十三条の二十四 削除

第五十三条の二十五 削除

第五十三条の二十六 削除

第五十三条の二十七 削除

第五十三条の二十八 削除

第五十三条の二十九 削除

第五十三条の三十 削除

第五十三条の三十一 削除

第五十三条の三十二 削除

第五十三条の三十三 削除

第五十三条の三十四 削除

第五十三条の三十五 削除

第五十三条の三十六 削除

第五十三条の三十七 削除

第五十三条の三十八 削除

第五十三条の三十九 削除

第五十三条の四十 削除

第五十三条の四十一 削除

第五十三条の四十二 削除

第五十三条の四十三 削除

第五十三条の四十四 削除

第五十三条の四十五 削除

第五十三条の四十六 削除

第五十三条の四十七 削除

第五十三条の四十八 削除

第五十三条の四十九 削除

第五十三条の五十 削除

第五十三条の五十一 削除

第五十三条の五十二 削除

第五十三条の五十三 削除

第五十三条の五十四 削除

第五十三条の五十五 削除

第五十三条の五十六 削除

第五十三条の五十七 削除

第五十三条の五十八 削除

第五十三条の五十九 削除

第五十三条の六十 削除

第五十三条の六十一 削除

第五十三条の六十二 削除

第五十三条の六十三 削除

第五十三条の六十四 削除

第五十三条の六十五 削除

第五十三条の六十六 削除

第五十三条の六十七 削除

第五十三条の六十八 削除

第五十三条の六十九 削除

第五十三条の七十 削除

第五十三条の七十一 削除

第五十三条の七十二 削除

第五十三条の七十三 削除

第五十三条の七十四 削除

第五十三条の七十五 削除

第五十三条の七十六 削除

第五十三条の七十七 削除

第五十三条の七十八 削除

第五十三条の七十九 削除

第五十三条の八十 削除

第五十三条の八十一 削除

第五十三条の八十二 削除

第五十三条の八十三 削除

第五十三条の八十四 削除

第五十三条の八十五 削除

第五十三条の八十六 削除

第五十三条の八十七 削除

第五十三条の八十八 削除

第五十三条の八十九 削除

第五十三条の九十 削除

第五十三条の九十一 削除

第五十三条の九十二 削除

第五十三条の九十三 削除

第五十三条の九十四 削除

第五十三条の九十五 削除

第五十三条の九十六 削除

第五十三条の九十七 削除

第五十三条の九十八 削除

第五十三条の九十九 削除

第五十三条の一百 削除

第五十三条の一百一 削除

第五十三条の一百二 削除

第五十三条の一百三 削除

第五十三条の一百四 削除

第五十三条の一百五 削除

第五十三条の一百六 削除

第五十三条の一百七 削除

第五十三条の一百八 削除

第五十三条の一百九 削除

第五十三条の一百十 削除

第五十三条の一百十一 削除

第五十三条の一百二十一 削除

第五十三条の一百三十一 削除

第五十三条の一百四十一 削除

第五十三条の一百五十一 削除

第五十三条の一百六十一 削除

第五十三条の一百七十一 削除

第五十三条の一百八十一 削除

第五十三条の一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一 削除

第五十三条の一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百五十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百六十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百七十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百八十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百九十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百一百一 削除

第五十三条の一百一百一百一百二十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百三十一 削除

第五十三条の一百一百一百一百四十一 削除

第五十三条の

二 再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

五 再処理施設の工事計画

六 使用済燃料から分離された核燃料物質の处分の方法

七 再処理施設における放射線の管理に関する事項

八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（指定の欠格条項）

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第四十条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなりた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの（変更の許可及び届出）

第五十一条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定があつた場合には、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとき、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

二 重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大事故をいう。第四十八条第一項及び第五十条の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力その他の再処理施設を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第九号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聽かなければならない。

（指定の欠格条項）

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第四十条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなりた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの（変更の許可及び届出）

第五十一条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「再処理事業者」という。）は、同条第二項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

二 再処理施設が第四十六条の二の技術上の基準に適合するものであること。

三 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第四十四条第一項の指定を受けたところ、前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 再処理施設が第四十六条の二の技術上の基準に適合するものであること。

三 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に、再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に、再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときは、同様とする。

2 前項の規定は、第一項の許可に準用する。

3 第四十五条の二の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の計画の認可）

第四十五条 再処理施設の設置又は変更の工事（使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）の設計及び工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬこと。

（合併及び分割）

2 次条の技術上の基準に適合するものである場合（再処理事業者である法人と再処理事業者）

（再処理施設の維持）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、再処理施設を定期的に、再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（使用計画）

第四十六条の四 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬこと。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けて設計及び工事の計画（同項第一号の規定により、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならぬこと。

二 次条の技術上の基準に適合するものである

場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に、再処理施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に、再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、委員会に届け出なければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（定期事業者検査）

第四十六条の四 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の設計及び工事の計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十六条の五 再処理事業者である法人の合併の場合（再処理事業者である法人と再処理事業者）

施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該再処理施設の安全性について、自ら評価しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該再処理施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならぬ。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる安全措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十六条の二の技術上の基準において「事故の発生の防止等」というもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

三 再処理事業者は、第一項の評価を実施したと再処理事業者は、廃止措置を講じようとするときは、原子力規制委員会規則で定める事項（評価の結果等）という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

四 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出なければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

五 再処理事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第五十条の四の三 再処理事業者は、その事業を開始しようとするときは、再処理施設の解体、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める再処理の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関する必要な事項を定めなければならない。

3 廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第五十条の五 再処理事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならぬ。

2 再処理事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者等の廃止措置について、第二十一条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十二条第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と「加工事業者」ととあるのは「再処理事業者」ととあるのは「第十六条の四、第十六条の五及び第十二条の七の二」とあるのは「第四十一条の二、第四十六条の二の二及び第五十条の四の二」と読み替えるものとする。

4 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第六項中「前一項」とあるのは「第五十条の五第二項」とあるのは「第五十五条第一項」と「加工事業者」ととあるのは「再処理事業者」とと、「第十六条の四、第十六条の五及び第十二条の七の二」とあるのは「第四十一条の二、第四十六条の二の二及び第五十条の四の二」と読み替えるものとする。

第七章 廃棄の事業に関する規制等

第一節 廃棄の事業に関する規制

3 第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第五十一条 第五十二条第一項の規定による指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が第三項第一項と読み替えるものとする。

2 廃棄の事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたとき）は、当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉設置、発電用原子炉設置、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうとする者は、当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、第一項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第一種廃棄物埋設事業者」という。）は、同項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けないで、第一種廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（廃棄物埋設地及びその附属施設を含む。以下同じ。）をいう。第五十二条の六第一項及び第五十三条の七第一項において同一の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が第三項第一項と読み替えるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人があつては、その代表者の氏名
 二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理設備及びそ
 の附屬施設（以下「廃棄物管理施設」とい
 う）を設置する事業所の名称及び所在地
 三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によ
 て汚染された物の性状及び量
 四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位
 置、構造及び設備並びに廃棄物の方法
 五 第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けよう
 とする者にあっては、放射能の減衰に応じた
 第一種廃棄物埋設についての保安のために講
 べき措置の変更予定期期
 六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の工事
 計画に該当する事項
 七 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理に必要な体制
 のための業務に係る品質管理の許可を受ける事項
 第五十一条の三 原子力規制委員会は、前条第一
 項の許可があつた場合においては、その
 許可が次の各号のいずれにも適合していると認
 めるときでなければ、同項の許可をしてはなら
 ない。その事業を適確に遂行するに足りる技術的
 能力及び経理的基礎があること。
 二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位
 置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物
 質によって汚染された物による災害の防止上
 支障がないものとして原子力規制委員会規則
 で定める基準に適合するものであること。
 三 前条第三項第七号の体制が原子力規制委員
 会規則で定める基準に適合するものであるこ
 と。

第五十二条の四 次の各号のいずれかに該当する
 者には、第五十一条の二第一項の許可を与えない。
 一 第五十一条の十四第二項の規定により第五
 十一条の二第二項の許可を取り消され、取消
 しの日から二年を経過していないう者
 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行
 を終わり、又は執行を受けることのなくな
 つた後、二年を経過していない者
 三 心身の故障によりその業務を適確に行うこ
 とができない者として原子力規制委員会規則
 で定める者

（許可の欠格条項）

第五十二条の四 次の各号のいずれかに該当する
 者には、第五十一条の二第一項の許可を与えない。
 一 第五十一条の十四第二項の規定により第五
 十一条の二第二項の許可を取り消され、取消
 しの日から二年を経過していないう者
 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行
 を終わり、又は執行を受けることのなくな
 つた後、二年を経過していない者
 三 心身の故障によりその業務を適確に行うこ
 とができない者として原子力規制委員会規則
 で定める者

（設計及び工事の計画の認可）

第五十二条の七 政令で定める第一種廃棄物埋設
 施設（以下「特定第一種廃棄物埋設施設」とい
 う）又は政令で定める廃棄物管理施設（以下
 「特定廃棄物管理施設」という。）の設置又は変
 更の工事（核燃料物質又は核燃料物質によ
 て汚染された物による災害の防止上支障がないも

のとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）を設置する事業所の名称及び所在地に前三号のいずれかに該当する者のあるもの（変更の許可及び届出）

第五十二条の五 第五十一条の二第一項の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）は、同一第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

廃棄事業者は、第五十五条の十三第一項に規定する場合を除き、第五十五条の二第三項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

第五十二条の三の規定は、第一項の許可に準用する。（廃棄物埋設に関する確認）

第五十二条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物埋設事業者」という。）は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設設施（第一種廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

（特定第一種廃棄物埋設施設等の維持）

第五十二条の九 第一種廃棄物埋設事業者は又は廃棄物管理事業者は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第五十五条の二第一項又は第五十五条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（定期事業者検査）

第五十二条の十 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十五条の二十四の二第一項又は第五十五条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める

場合を除く。)における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。
2 前項の検査(次項及び第五十一条の十八第一項において「定期事業者検査」という。)においては、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。
3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、定期事業者検査が終了したときの他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。
(事業開始等の届出)
第五十一条の十一 廃棄事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
(合併及び分割)
第五十二条 廃棄事業者である法人の合併の場合は(廃棄事業者である法人と廃棄事業者でない法人が合併する場合において、廃棄事業者である法人が存続するときを除く)又は分割により設立された法人又は分割により廃棄の事業の全部を承継した法人は、廃棄事業者の地位を承継させる場合に限る。において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併による法人が存続するときを除く)又は分割の場合は(当該許可に係る廃棄の事業の全部を承継した法人は、廃棄事業者の地位を承継する。
2 第五十一条の三第一号及び第三号並びに第五十二条の四の規定は、前項の認可に準用する。(相続)
第五十三条 廃棄事業者について相続があつたときは、相続人は、廃棄事業者の地位を承継する。
2 前項の規定により廃棄事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
(許可の取消し等)
第五十四条 原子力規制委員会は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十二条の二第一項の許可を取り消すことができる。
2 原子力規制委員会は、廃棄事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の二に違反したときは、第五十二条の二第一項又は第二項の条件

第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずことができるもの。
二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十二条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
二 第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
三 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないとしたとき。
四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。
五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
六 第五十一条の二十三第二項において準用されたとき。
七 第五十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。
八 第五十一条の二十三第二項において準用された第五十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
九 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。
十一 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。
十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。
十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。
十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。
十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十六 第五十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。
十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十九 第六十一条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十二条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
二 第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
三 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないとしたとき。
四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。
五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
六 第五十一条の六の規定に違反したとき。
七 第五十一条の六の規定に違反したとき。
八 第五十一条の二十三第二項において準用された第五十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
九 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。
十一 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。
十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。
十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。
十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。
十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十六 第五十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。
十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十九 第六十一条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十二条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
二 第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
三 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないとしたとき。
四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。
五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
六 第五十一条の六の規定に違反したとき。
七 第五十一条の六の規定に違反したとき。
八 第五十一条の二十三第二項において準用された第五十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
九 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。
十一 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。
十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。
十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。
十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。
十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十六 第五十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。
十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十九 第六十一条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十二条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
二 第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
三 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないとしたとき。
四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。
五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
六 第五十一条の六の規定に違反したとき。
七 第五十一条の六の規定に違反したとき。
八 第五十一条の二十三第二項において準用された第五十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
九 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。
十一 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。
十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。
十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。
十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。
十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十六 第五十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。
十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十九 第六十一条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十二条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
二 第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
三 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないとしたとき。
四 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。
五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
六 第五十一条の六の規定に違反したとき。
七 第五十一条の六の規定に違反したとき。
八 第五十一条の二十三第二項において準用された第五十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
九 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。
十一 第五十一条の二十二第二項において準用された第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。
十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。
十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。
十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。
十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十六 第五十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。
十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十九 第六十一条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであるため必要があると認めるときは、廃棄事業者に対し、保安規定の変更を命ぜることができる。

4 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ。

(廃棄物埋設地の譲受け等)

第五十一条の十九 廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第五十一条の三及び第五十一条の四の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該廃棄物埋設地に係る廃棄物埋設事業者の地位を承継する。

(廃棄物取扱主任者)

第五十一条の二十 廃棄事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、廃棄物取扱主任者を選任しなければならない。

2 廃棄事業者は、前項の規定により廃棄物取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(廃棄物取扱主任者の義務等)

第五十一条の二十一 廃棄物取扱主任者は、廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業において核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに從事する者は、廃棄物取扱主任者がその取扱いに関する指示に従わなければならぬ。

(廃棄物取扱主任者の解任命令)

第五十一条の二十二 原子力規制委員会は、廃棄物取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄事業者に対して、廃棄物取扱主任者の解任を命ぜることができる。

第五十一条の二十三 廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 第十二条の二、第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。

3 この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十一条の二十三第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは、「廃棄事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十一条の二十四 廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させることで、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十一条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「廃棄事業者」と、「製錬施設」とあるのは、「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設」と読み替えるものとする。

(廃止措置実施方針)

第五十一条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置(以下この節において「廃止措置」という。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

第五十一条の二十四の二 廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設第二種廃棄物埋設にあつては、第二種廃棄物に含まれる原子力規制委員会規則で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに原子力規制委員会規則で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分に限る。第五十一条の二十七第一項において同じ。の事業のための坑道を開鎖しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(事業の廃止に伴う措置)

第五十一条の二十五 廃棄事業者は、その事業についての坑道の埋戻し及び坑口の閉塞その他原子力規制委員会規則で定める措置(以下「閉鎖措置」という。)に関する計画(以下「閉鎖措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)を定め、廃棄物取扱主任者の解任を命ぜることができる。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであるため必要があると認めるときは、廃棄事業者に対し、保安規定の変更を命ぜることができる。

4 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ。

(廃棄物埋設地の譲受け等)

第五十一条の十九 廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第五十一条の三及び第五十一条の四の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該廃棄物埋設地に係る廃棄物埋設事業者の地位を承継する。

(廃棄物取扱主任者)

第五十一条の二十 廃棄事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、廃棄物取扱主任者を選任しなければならない。

2 第二十一条の二十一の二第一項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは、「第五十一条の二十四の二第一項」と読み替えるものとする。

(廃止措置実施方針)

第五十一条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置(以下この節において「廃止措置」という。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。一 核燃料物質が平和の目的以外に利用される力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

三 核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があること。

四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十二条第一項の許可を与えない。

一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を行つた者が、心身の故障によりその業務を適確に行つたができない者として原子力規制委員会規則で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)

第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者は、第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 使用者は、第五十五条の四第一項に規定する場合を除き、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

(使用前検査等)

第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事

をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。)においては、その使用施設等が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものである。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前検査についての原子力規制検査により使用施設等が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用施設等を使用してはならない。ただし、使用施設等の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(合併及び分割)

第五十五条の三 使用者である法人の合併の場合(使用者である法人と使用者でない法人が合併する場合において、使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る全ての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続人の地位を承継する。

第五十五条の四 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第五十六条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核燃料物質の使用に関する各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

一 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条第一項若しくは第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十七条の二第一項の規定に違反したとき。

六 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

七 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

八 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。

九 第五十七条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十 第五十七条の五第一項の規定に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止したとき。

十一 第五十七条の五第二項の規定に違反したとき。

十二 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十五 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十六 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

第五十六条の三 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用施設等の保全。

二 核燃料物質の使用。

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第五十六条の四 原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十七条 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(核燃料

項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、**第五十条**、**第五十二条**、**第五十三条**の二第二項の規定による命令に違反したとき。

物質の取扱いに関する保安教育及び使用前検査についての規定を含む。以下この条において同じ。」を定め、使用施設等の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことをしてはならない。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

三 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならぬ。

(核物質防護規定)

第五十七条の二 使用者は、第五十六条の三第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十七条の二第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第五十七条の三 使用者は、第五十六条の三第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者による。

2 第五十二条第一項若しくは第五十五条の四第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用者等は、第五十六条の二から第五十七条の三までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項においては、第五十二条の七第九項の規定による確定を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めたところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは「第五十七条の六第一項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四 第二節 核原料物質の使用に関する規制

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときには、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるとところにより、当該廃止措置に関する計画(次条第二項において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十七条の六 使用者が第五十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散する。

2 第五十二条第一項若しくは第五十五条の四第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用者等は、第五十六条の二から第五十七条の三までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項においては、第五十二条の七第九項の規定による確定を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めたところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者(以下「核原料物質使用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用(第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項及び次条において同じ。)について前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対する技術上の基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、核原料物質の使用について前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対して、その技術上の基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

6 核原料物質使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核原料物質の使用に際し、当該核原料物質を使用する者に対する技術上の基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

7 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質の全ての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 核原料物質の種類

四 使用の場所及び設備の概要

五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が年間に満たない場合にあつては、その予定使用期間)の予定使用量

六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造

2 第一項の規定による届出をした者(以下「核原料物質使用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、(核原料物質使用者)は、第五十五条の四第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用者等は、第五十六条の二から第五十七条の三までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項においては、第五十二条の七第九項の規定による確定を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めたところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

4 第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項及び次条において同じ。)について前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対する技術上の基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、核原料物質の使用について前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対して、その技術上の基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

6 核原料物質使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核原料物質の使用に際し、当該核原料物質を使用する者に対する技術上の基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

7 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質の全ての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、原子力規制委員会に届け出なければならない。

料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。

前項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質の貯蔵に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、受託貯蔵者に対し、核燃料物質の貯蔵の方法のは正確その他の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ぜることができる。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受けける場合は、この限りでない。

一 製鍊事業者が加工事業者、試験研究用等原

子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製鍊事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人者から核燃料物質を譲り受けける場合

二 加工事業者が製鍊事業者、試験研究用等原

子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製鍊事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人者から核燃料物質を譲り受けける場合

三 試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の試験研究用等原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人者から核燃料物質を譲り受けける場合

四 発電用原子炉設置者が製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の發電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人者から核燃料物質を譲り受けける場合

五 再処理事業者が製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、廃棄事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人者から核燃料物質を譲り受けける場合

六 廃棄事業者が製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、廃棄事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人者から核燃料物質を譲り受けける場合

七 使用者が製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの人者に核燃料物質を譲り受けける場合

八 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原

子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制

物資使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受けける場合又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくは譲り受けける場合は、これらの者にその核燃料物質を譲り受けける場合

九 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原

子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制

物資使用者が第五十条の五第二項、第五十

号)その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

十 旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧試驗

研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等

又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第

二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第三

二項、第四十三条の三の三十五第二項、第五

二項、第五十二条の九第二項、第五十五条の六第二項の認可を受けた廃止

措置計画(第十二条の七第四項又は第六項

これらの規定を第二十二条の九第五項、第

四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の

三十五第四項、第五十一条第四項、第五十一

条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項

において準用する場合を含む。)の規定によ

る変更の認可又は届出があつたときは、その

変更後のもの)に従つて核燃料物質を譲り渡

ける場合

十一 第六十一条の九の規定による命令により

(放射能濃度についての確認等)

十二 核燃料物質を譲り渡す場合

いいて用いた資材その他の物に含まれる放射性物

質についての放射能濃度が放射線による障害の

防止のための措置を必要としないものとして原

子力規制委員会規則で定める基準を超えないこ

とについて、原子力規制委員会規則で定めるとこにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

八 第十二条の六第二項、第二十二条の八第

二項、第四十三条の三の二第二項、第四十

三条の三の三十四第二項、第四十三条の二

十七第二項、第五十条の五第二項、第五十

一条の二十五第二項又は第五十七条の五第

二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二

条の六第三項又は第五項(これらの規定を

二十二条の八第三項、第四十三条の三の三

二第三項、第四十三条の三の三十四第三

項、第四十三条の二十七第三項、第五十条

三条の九第二項、第四十六条第二項又は第

五十一条の八第二項に規定する使用前事業

者検査

イ 第十六条の三第二項、第二十八条第二

項、第四十三条の三の十一第二項、第四十

三条の九第二項、第四十六条第二項又は第

五十一条の八第二項に規定する使用前事業

者検査

ロ 第十六条の五第二項、第二十九条第二

項、第四十三条の三の十六第二項、第四十

三条の十一第二項、第四十六条第二項又は第

二項又は第五十一条の十第二項に規定する

定期事業者検査

三 第十二条の七第二項、第二十二条の九第

二項、第四十三条の三の三第二項、第四十

三条の三の三十五第二項、第四十三条の二

十八第二項、第五十一条第二項、第五十一

条の二十六第二項又は第五十七条の六第二

項の認可を受けた廃止措置計画(第十二条の

一項、第四十三条の二第一項、第二十二条の六第一項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十二条第三項、第二十二条第四項及び第二十二条第五項の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況

イ 第十六条の四、第二十八条の二、第四十

三条の三の十四、第四十三条の十、第四十

六条の二又は第五十五条の九の技術上の

検査

二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況

イ 第十六条の四、第二十八条の二、第四十

三条の三の十四、第四十三条の十、第四十

六条の二又は第五十五条の九の技術上の

基準

三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実

施状況

イ 第十二条第一項、第二十二条第一項、第

三十七条第一項、第四十三条の三の二十四

第一項、第四十三条の二十第一項、第五十

三条第一項、第五十五条の十八第一項又は第

五十七条第一項の認可を受けた保安規定

(これらの規定による変更の認可があつた

ときは、その変更後のもの)

四 前項の実施状況

イ 第十二条第一項、第二十二条第一項、第

三十五条第二項、第四十三条の二第二

项、第三十五条第二項、第四十三条の二第

二項、第三十五条第二項、第四十三条の二第

の二十二第二項、第四十三条の十八第二項、第四十八条第二項、第五十一条の十六第四項又は第五十六条の三第三項に規定する防護措置	口 第二十二条の二第一項、第三十五条第一項、第四十三条の三の二十二第二項、第四十三条の十八第一項、第四十八条第一項、第五十一条の十六第一項から第三項まで、第五十六条の三第一項又は第五十八条第一項に規定する保安のために必要な措置	ハ 第五十九条第一項（原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に係る部分に限り規定する保安のために必要な措置（運搬する核燃料物質に同項の政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置））に規定する保安のために必要な措置（運搬する核燃料物質に同項の政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）
8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知識を踏まえ、原子力規制検査を受けた者が講じた第一項各号に掲げる事項を検証し、当該事項について改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。	9 原子力規制委員会は、原子力規制検査及び第七項の評定の結果を、当該原子力規制検査を受けた者に通知するとともに、公表するものとする。	10 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該原子力規制検査を受けた者に対し、第十二条の二第二項、第二十二条の三第三十六条、第四十三条の二十三、第四十三条の十九、第四十九条、第五十一条の十七、第五十六条の四及び第五十七条の七第五項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。
7 原子力規制検査は、原子力規制委員会規則で定めるところにより過去の第七項の評定の結果その他の事情を勘案して、原子力規制委員会規則で定めるところにより行うものとする。	規制等 第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（使用の許可及び届出等）	第十二章 國際規制物資の使用等に関する規制等 第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（使用の許可及び届出等）
6 原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。	第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定期間に届け出なければならない。	第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定期間に届け出なければならない。
5 原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員が立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件の検査を行うことができる。	二 用に供する場合 第六十二条の三 國際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	二 用に供する場合 第六十二条の三 國際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
4 前項第一号の規定により当該職員が立ち入ることは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	三 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が国際規制物資を製錬の事業の運転の用に供する場合 第六十二条の四 國際規制物資を再処理の事業の用に供する場合	三 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が国際規制物資を製錬の事業の運転の用に供する場合 第六十二条の四 國際規制物資を再処理の事業の用に供する場合
3 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。	四 再処理事業者が国際規制物資を再処理の事業の用に供する場合 第六十二条の五 國際規制物資を加工の事業の用に供する場合	四 再処理事業者が国際規制物資を再処理の事業の用に供する場合 第六十二条の五 國際規制物資を加工の事業の用に供する場合
2 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力規制検査に当たつて検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。	五 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合 第六十二条の六 國際規制物資を貯蔵する場合	五 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合 第六十二条の六 國際規制物資を貯蔵する場合
1 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知識に基づき、第一項各号に掲げる事項について総合的な評定をするものとする。	六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第五十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第五十二条第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用する場合 第六十二条の七 國際規制物資の種類及び数量並びに予定期間を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第五十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第五十二条第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用する場合 第六十二条の七 國際規制物資の種類及び数量並びに予定期間を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力規制�査に当たつて検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。	規制等 第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（使用の許可及び届出等）	規制等 第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（使用の許可及び届出等）
1 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知識に基づき、第一項各号に掲げる事項について総合的な評定をするものとする。	第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二项、第四十三条の三の二十若しくは第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定期間を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二项、第四十三条の三の二十若しくは第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。
8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知識に基づき、第一項各号に掲げる事項について総合的な評定をするものとする。	第二項、第三十二条の三第三項若しくは第五十二条の六第四項において準用する場合を除き、第六十二条の五の三第一項に規定する場合を除き、第六十二条の三	第二十八第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において、原子力規制物資の種類及び数量並びに予定期間を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知識に基づき、第一項各号に掲げる事項について総合的な評定をするものとする。	規制等 第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（使用の許可及び届出等）	規制等 第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（使用の許可及び届出等）
1 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知識に基づき、第一項各号に掲げる事項について総合的な評定をするものとする。	第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二项、第四十三条の三の二十若しくは第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。	第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二项、第四十三条の三の二十若しくは第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。
8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知識に基づき、第一項各号に掲げる事項について総合的な評定をするものとする。	第二項、第三十二条の三第三項若しくは第五十二条の六第四項において準用する場合を除き、第六十二条の五の三第一項に規定する場合を除き、第六十二条の三	第二十八第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において、原子力規制物資の種類及び数量並びに予定期間を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

り、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第二節 指定情報処理機関

(情報処理業務の委託)
第六十一条の十 原子力規制委員会は、国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資すると認めるとときは、政令で定めるところにより、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他

の処理業務（以下「情報処理業務」という。）をその指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に行わせることができる。（指定）

第六十一条の十一 前条の指定は、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。（指定の基準）

第六十一条の十二 原子力規制委員会は、第六十条の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるとときでなければ、同条の指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理の基礎があること。
二 一般社団法人又は一般財團法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三 情報処理業務以外の業務を行つていてる場合には、その業務を行うことによつて情報処理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四 その指定することによつて国際約束に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。（指定の欠格条項）

第六十一条の十三 次の各号の一に該当する者は、第六十一条の十の指定を与えない。
一 第六十一条の二十一の規定により第六十一条の十の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していなき者。
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していなき者。
三 その業務を行う役員のうちに前号に該当する者のある者。（名称等の変更）

第六十一条の十四 指定情報処理機関は、その名称、住所又は情報処理業務を行う事業所の所在

地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。（業務の実施義務）

第六十一条の十五 指定情報処理機関は、原子力規制委員会から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならぬ。（業務規定）

第六十一条の十六 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規定（以下この節において「業務規定」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（業務規定）

第六十一条の十七 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が情報処理業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ぜることができる。（事業計画等）

第六十一条の十七 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（秘密保持義務）

第六十一条の十七 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（報告徴収等）

第六十一条の二十三 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に對し、その業務若しくは経理に關し報告をさせ、又は當該職員に、當該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により當該職員が立ち入るときは、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第六十一条の二十九 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずる（適合命令）。

第六十一条の十八 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらとの職にあつた者は、情報処理業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（適合命令）

第六十一条の十九 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずる（指定の基準）。

第六十一条の二十四 原子力規制委員会は、

務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。（指定の取消し等）

「保障措置検査等実施業務」という。の全部又は一部を行わせることができる。

第六十一条の二十一 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の十の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の十三第二号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第六十一条の十四、第六十一条の十五、第六十一条の十七又は前条の規定に違反したとき。

三 第六十一条の十六第三項又は第六十一条の十九の規定による命令に違反したとき。（公示）

第六十一条の二十二 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の十の指定をしたとき。
二 第六十一条の二十の許可をしたとき。

三 前条の規定により指定を取り消したとき。（報告徴収等）

第六十一条の二十三 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に對し、その業務若しくは経理に關し報告をさせ、又は當該職員に、當該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により當該職員が立ち入るときは、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行おうとする者の申請により行う。

1 前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として原子力規制委員会規則で定めるもの

1 原子力規制委員会は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査を行わないものとする。（指定の基準）

第六十一条の二十三の四 原子力規制委員会は、

1 前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるとときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。

一 原子力規制委員会規則で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が原子力規制委員会規則で定める数以上であること。

二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

「保障措置検査等実施業務」という。の全部又は一部を行わせることができる。

一 第六十一条の二十三の七第一項に規定する実施指示書に基づいて行う保障措置検査

の規定により收去した試料又は同条第一項の規定により收去した試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために收去したものに限る。）の試験及び第六十一条の八の二第二項第三号又は第六十八条第四項の規定により收去した試料又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付けた装置による記録の確認

二 第六十一条の八の二第二項第三号又は第六十八条第四項の規定により收去した試料又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付けた装置による記録の確認

三 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

一 第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行おうとする者の申請により行う。

1 前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として原子力規制委員会規則で定めるもの

1 原子力規制委員会は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措

1 前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるとときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。

一 原子力規制委員会規則で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が原子力規制委員会規則で定める数以上であること。

二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。
(指定の欠格条項)

第六十一条の二十三の五 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十三の二の指定を与えない。

一 第六十一条の二十三の十六の規定により第六十一条の二十三の二の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者ある者

イ 前号に該当する者

ロ 第六十一条の二十三の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者
(名称等の変更)

第六十一条の二十三の六 指定保障措置検査等実施機関は、その名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。
(保障措置検査の実施)

第六十一条の二十三の七 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査を行つべき装置の対象物及び位置を検査を行うべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項に含まれる内容は、当該保障措置検査に当たつて行われるべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項に

について対処する必要が生じたときは直ちに原子力規制委員会の指定する当該職員に通報すべき旨を含むものでなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の実施業務に規定する者(以下「保障措置検査指示書」)に記載された内容に従い、第六十一条の二十三の四第一号に規定する者(以下「保障措置検査員」という。)に当該保障措置検査を実施させなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員は、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときは、第一項の実施指示書又はその写しを携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査を行つたときは、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該保障措置検査の結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。
(業務規定)

第六十一条の二十三の八 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に関する規定(以下この節において「業務規定」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、原子力規制委員会規則で定める。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。
(区分経理)

第六十一条の二十三の九 指定保障措置検査等実施機関は、保険措置検査等実施業務の全部又は一部を停止し、又は廃止してはならない。
(交付金)

第六十一条の二十三の十 国は、予算の範囲内において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
(役員の選任及び解任等)

第六十一条の二十三の十一 指定保障措置検査等実施機関の役員の選任及び解任は、原子力規制

委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行ふのに適当でないと認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。
(役員及び職員の地位)

第六十一条の二十三の十三 保障措置検査の業務に従事する指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(監督命令)

第六十一条の二十三の十四 原子力規制委員会は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に關し監督上必要な命令をすることができる。
(業務の休延止)

第六十一条の二十三の十五 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を停止し、又は廃止してはならない。
(指定の取消し等)

第六十一条の二十三の十六 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部を停止を命ずることができる。
(指定の停止)

2 原子力規制委員会が前項の規定により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第六十一条の二十三の十六の規定により原子力規制委員会が指定保障措置検査等実施機関の指定を取り消した場合における保障措置検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。
(公示)

第六十一条の二十三の十九 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の二十三の二の指定をしたとき。
二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十一条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行つたとき。

二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第六十一条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行つたとき。

三 第六十一条の二十三の十五の許可(保障措置検査に係るものに限る)をしたとき。

四 第六十一条の二十三の八第三項、第六十一条の二十三の十二又は第六十一条の二十三の二十四の規定による命令に違反したとき。

四 第六十一条の二十三の十六の規定により指定を取り消し、又は保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により原子力規制委員会が保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていきる保険措置検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用)

第六十一条の二十三の二十 第六十一条の十七、第六十一条の十八及び第六十一条の二十三の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第六十一条の十八中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第六十一条の二十三第一項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

(原子力規制委員会規則への委任)

第六十一条の二十三の二十一 この節に定めるもののほか、指定保障措置検査等実施機関の財務及び会計その他指定保障措置検査等実施機関に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第十三章 雜則

(海洋投棄の制限)

第六十二条 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄することをいふ。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄することは船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

(指定又は許可の条件)

第六十二条の二 この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附することができる。

2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第

四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十二条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物質の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。

3 前二項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならぬ。

(原子力施設等に係る基準の明確化)

第六十二条の二の二 原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設等に係る基準を定める。當たつては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設等の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に努めるものとする。

(主務大臣等への報告)

第六十二条の三 原子力事業者等（核原料物質使用者を含む。以下この条において同じ。）は、原子力施設等に係る人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。）、原子力施設等の故障その他の主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令（第五十九条第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令）をいう。以下この条において同じ。）で定める事象が生じたときは、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣（同項の規定による届出をした場合は、都道府県公安委員会）に報告しなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧電気用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等、旧再処理事業者等）の運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

二 核原料物質使用者 原子力規制委員会（警察官等への届出）

第六十三条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。）は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に係る災害が起つたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会の発する命令をいう。）で定めることにより、応急の措置を講じなければならぬ。

前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の場合又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害が発生の急迫した危険がある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に對し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設を、保安又は特定核燃料物質による災害を防止するため、当該施設の管理を行なうことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定核燃料物質を防護するため、当該施設の設置を行なう。」を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該施設の設置を行なうことを認めた適切な方法により当該施設の管理を行なうことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定核燃料物質を防護するため、当該施設の設置を行なう。」として指定することができる。）

3 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に係る保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。

4 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該特定原子力施設について同一の規定による指定を解除するものとする。

5 特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならない。

(実施計画)

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定

四 正当な理由なく、第二十二条の三第三項の規定による命令に違反して核燃料取扱主任者免状を返納しなかつた者
四の二 第二十二条の七の二第三項、第四十三条の三の二十九第三項若しくは第五十条の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四の三 第二十二条の七の二第四項、第四十三条の二十九第四項又は第五十条の四の二第四項の規定による命令に違反した者
四の四 第二十二条の七の二第五項、第四十三条の二十九第五項若しくは第五十条の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
五 第三十条、第四十三条の三の十七、第四十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
五 第三十条、第四十三条の三の二十六第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者
七 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者
七の二 第四十三条の二十二第二項の規定による届出を怠つた者
八 第五十一条の二十第二項の規定による届出を怠つた者
九 第五十九条の二第二項の規定に違反した者
十 第六十一条の九の三第二項の規定に違反した者
又は虚偽の報告をした者
第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十一条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の十九第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十五条の五第二項、第五十五条の十三第二項、第五十五条第二項、第五十五条の四第二項、第五十七条の七第三項(同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。)、第六十一条の五第二項又は第六十一条の五の三第二項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

(第一審の裁判権の特例)
第八十四条 第七八十八条の五の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

四 正当な理由なく、第二十二条の三第三項の規定による命令に違反して核燃料取扱主任者免状を返納しなかつた者 四の二 第二十二条の七の二第三項、第四十三条の三の二十九第三項若しくは第五十条の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 四の三 第二十二条の七の二第四項、第四十三条の二十九第四項又は第五十条の四の二第四項の規定による命令に違反した者 四の四 第二十二条の七の二第五項、第四十三条の二十九第五項若しくは第五十条の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者 五 第三十条、第四十三条の三の十七、第四十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 五 第三十条、第四十三条の三の二十六第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者 七 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者 七の二 第四十三条の二十二第二項の規定による届出を怠つた者 八 第五十一条の二十第二項の規定による届出を怠つた者 九 第五十九条の二第二項の規定に違反した者 十 第六十一条の九の三第二項の規定に違反した者 又は虚偽の報告をした者 第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十一条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の十九第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十五条の五第二項、第五十五条の十三第二項、第五十五条第二項、第五十五条の四第二項、第五十七条の七第三項(同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。)、第六十一条の五第二項又は第六十一条の五の三第二項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

(第一審の裁判権の特例)
第八十四条 第七八十八条の五の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第十五章 外国船舶に係る担保金等の提供

による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)
第八十五条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。)及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。
一 第七十八条(第六十二条第一項に係る部分に限る。)、第七十八条の五、第八十条(第六条に限る。)及び第六十八条(第六条に限る。)の規定による届出を怠つた者
二 第七十八条(第六十二条第一項、第六十七条第一項及び第六十八条第一項及び第六十九条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第六十九条第一項及び第六十条第一項及び第三項に係る部分に限る。)又は第三項及び第三項に係る部分に限る。)の罪に当たる事件であつて外國船舶に係るもの(以下「事件」という。)に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合
三 前号に掲げる場合のほか、事件に関する船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことなどを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。
四 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。
五 第八十九条 第八十五条から第八十七条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。(主務省令への委任)

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を有している者(日本原子力研究所並びに附則第二条第一項の規定により引き続き製錬の事業を行ふことができる者で第三条第一項の指定を受けたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたものを除く。)が、総理府令で定めるところにより、その研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者がその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該船舶の乗組員に係る部分に限る。)の罪に当たる事件であつて船舶の運転開始前に(以下「新法」という。)第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、この法律の施行の際現に使用されている改正後の方(以下「新法」という。)第五十五条の二第一項に規定する使用施設等については、同項前段の規定は、適用しない。

第七条 前五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (昭和三三年五月二〇日法律第一〇二号)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三四年四月四日法律第一〇二号)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三六年三月三一日法律第五〇号)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十二条第一項及び第四十三条第一項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三六年六月一七日法律第一四七号)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和三六年六月一七日法律第一四七号)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を有している者(日本原子力研究所並びに附則第二条第一項の規定により引き続き製錬の事業を行ふことができる者で第三条第一項の指定を受けたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたものを除く。)が、総理府令で定めるところにより、その研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者がその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該船舶の乗組員に係る部分に限る。)の罪に当たる事件であつて船舶の運転開始前に(以下「新法」という。)第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、この法律の施行の際現に使用されている改正後の方(以下「新法」という。)第五十五条の二第一項に規定する使用施設等については、同項前段の規定は、適用しない。

第八条 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について、日本原子力研究所に第三十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前に」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」ととする。

ている者を含む。)については、この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用せぬ、かつ、この法律の規定による改正前の規定法第二十三第二項第九号に掲げる事項の変更の許可に係る同法の規定及び同法第七十八条第三号(同法第二十三第二項第九号に係る部分をいう。)の規定は、なおその効力を有する。その期間内に第七条第一項の承認を申請した場合において、その申請について承認又は不承認の処分を受けるまでの間も、同様とする。

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後この法律の規定による改正前の規定法第二十六条第一項(同法第二十三第二項第九号に係る部分をいう。)の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律による改正後の規定は、この附則については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なほ従前の例による。ただし、この法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なほ従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律閑

係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

第三条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四〇年五月二二日法律第七八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四二年七月二〇日法律第七三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一〇日法律第五五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月二〇日法律第五五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月二〇日法律第五五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月二十五日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月二十五日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月二十五日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一項 この法律は、次の一略

5 この法律の施行の際現に加工事業者が工事に着手し又は工事を完了している加工施設に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第十六条の二第一項の認可及びこの法律の施行の際に日本原子力研究所が設置又は設置に着手している原子炉に係る改正後の法第二十三第二項第一項の許可是、次項の規定により当該加工事業者は日本原子力研究所が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日に行なわれたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律閑

5 この法律の施行の際現に改正前の法第二十九条第一項の検査に合格している原子炉施設は、改める部分を除く。)並びに次条第二項、附則第五条から附則第七条まで及び附則第九条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日以後に使用される核原料物質について適用する。)の規定を準用する。

6 改正後の法第六十一条の二第一項の規定は、この法律の施行の日から六十日を経過した日以後に使用される核原料物質について適用する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和三九年七月一一日法律第一七〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四〇年五月二二日法律第七八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月二十五日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一項 この法律は、次の一略

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に定めるものとみなして、新規制法の規定を適用する。

7 この法律の施行前に加工事業者が工事に着手し又は工事を完了して、附則第一条第三号に掲げる原子炉施設であつて、附則第一条第三号に掲げる日ににおいて現に電気事業法又は船舶安全法の関係規定に従い適法に使用されているものについて、同様に新規制法第二十七条第一項の認可があつたものとみなして、新規制法の規定を適用する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前各項に定めるものとほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

ける動力炉・核燃料開発事業團を含む。)、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者(再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業團及び日本原子力研究所を含む)、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十三第一項及び第五十七条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「特定核燃料物質の取扱いを開始する前に」あるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から九十日以内に」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諸問題その他の求めがされた場合においては、当該諸問題その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものをお除く)又はこれらための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

2 第二条の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年五月一〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年六月一六日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第四章に係る部分に関する)、第一条の改正規定(「加工」の下に「**貯蔵**」を加える部分に限る)、第四章の次に一章を加える改正規定、第五十一条の二第一項、第五十七条から第六十一条の二の二まで及び第六十一条の三の改正規定(「使用している者」の下に「**国際規制物資の貯蔵**している使用済燃料貯蔵事業者及び」を加える部分及び「**使用済燃料貯蔵**事業者による国際規制物資の貯蔵及び」を加える部分に限る)、第六十一条の九の二第一項の改正規定(「及び同条第五項」を「並びに同条第五項及び第六項」に改める部分に限る)、第六十一條の二十四、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十四条の改正規定(製鍊事業者、加工事業者)の下に「**使用済燃料貯蔵**事業者」を加える部分、**外国原子力船運航者**に係る事項に

ついては運輸大臣」を削る部分及び「又は運輸大臣」の下に「**外国原子力船運航者**に係る事項については運輸大臣、**使用済燃料貯蔵**事業者に係る事項については通商産業大臣」を加える部分に限る)、同条第二項及び第三項の改正規定、第六十六条の改正規定(同条第一項中「及び核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改める部分を除く)、第六十七条第一項の改正規定(「**外国原子力船運航者**」の下に「**使用済燃料貯蔵**事業者」を加える部分に限る)、同条第二項及び第六十七条の二の改正規定(「及び同条第五項及び第六項」を「**同条第五項及び第六項**」に改める部分、**外国原子力船運航者**の下に「**使用済燃料貯蔵**事業者」を加える部分に限る)、同条第二項の改正規定(「**同条第五項**」を「若しくは同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定(「**同条第六項**」の改正規定(「**同条第五項**」を「又は同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る)、第六十九条の改正規定(「**同条第二項**」の改正規定(「**第六十二条の二十二**」の下に「**第六十二条の二十三の十六**」を加える部分を除く)、第七十二条の改正規定(「**同条第二項**及び第三項に係る部分を除く)、第七十二条の改正規定(「**第六十二条の二十二**」の下に「**第六十二条の二十三の十六**」を加える部分を除く)、第七十五条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第七十九条、第八十条第一号及び第二号、第八十二条及び第八十三条の改正規定並びに附則第三条の規定)を公布の日から起算して一年を経過した日

2 附則第四条の規定 公布の日 (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という)第二条第一項の国際特定活動を行つてゐる者についての新法第六十二条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を行つてゐる者」の下に「**國等の事務**」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)の施行の日」とする。

第三条 附則第一条第一号に定める日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定については、当該各規定。以下この条及び

2 附則第一条第一号に定める日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第七百五十一号)の施行の日前である場合には、同法の施行日の前日までの間は、新法第四十三条の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「**禁治産者**」とする。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日法律第六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に関する)に係る部分に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)、第七十二条の改正規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)を公布の日

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という)第二条第一項の国際特定活動を行つてゐる者についての新法第六十二条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を行つてゐる者」の下に「**國等の事務**」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)の施行の日」とする。

第三条 附則第一条第一号に定める日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第六百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律(改定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対する報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後の規定により法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分が引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

附 則 (平成一年二月一七日法律第

一五七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項及び第五十六条の改正規定、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の施行の日

より六十七条の三ととする。

附 則 (平成一年二月二二日法律第

一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法に基づく政令に示すもの及び新地方自治法別表第一に掲げるものと併せては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

は、新法第十六条の三第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

第三条 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日以後である場合には、第六十七条の二の改正規定中「第六十七条の二」とあるのは、「第六十七条の三」とする。

附 則 (平成一年二月二二日法律第

一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一年二月二二日法律第

一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第一条规定を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という。)第十二条第一項、第四十二条第一項、第三十七条第一項、第四十一条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第五十六条の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 平成十二年九月三十日までに新法第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項又は第五十六条の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合、それぞれ当該規定による認可又は認めの拒否のあった日

第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二条 改正後の爆発物取締罰則第十条の規定、火炎びんの使用等の处罚に関する法律第四条の規定、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十二条の規定、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第四十二条(刑法(明治四十年法律第四十五条)第四条の二に係る部分に限る。)の規定及びサンリン等による人身被害の防止に関する法律第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本について効力を生ずる条約により日本国外

第二百五十九条 (施行期日)

第一条 この法律(第一条规定を除く。)は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第百十一条の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第百五十九号)附則第三条の規定による改正規定により施行する。

第二条 この法律の施行の際に当該処分の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合、それぞれ当該規定による認可又は認めの拒否のあった日

二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日

三 旧法第十六条の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第十六条の三第一項の規定による検査についてされている申請

第一条 この法律(第一条规定を除く。)に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法に基づく政令に示すもの及び新地方自治法別表第一に掲げるものと併せては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律(第一条规定を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という。)第十二条第一項、第四十二条第一項、第三十七条第一項、第四十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十五条第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 平成十二年九月三十日までに新法第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項又は第五十六条の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合、それぞれ当該規定による認可又は認めの拒否のあった日

二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日

三 旧法第十六条の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第十六条の三第一項の規定による検査についてされている申請

において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

附 則（平成一四年一二月一八日法律第一七八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中電気事業法第百七条の次に二条を加える改正規定及び第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十二条の二の次に二条を加える改正規定

成十五年四月一日

附 則（平成一四年一二月一八日法律第一七九号）抄

（施行期日）二条を加える改正規定及び第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十二条の二の次に二条を加える改正規定

成十五年四月一日

附 則（平成一四年一二月一八日法律第一七九号）抄

七年法律第二百六十号による審査請求については、なお従前の例による。

（附則の適用に関する経過措置）

第十三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりな

お従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第七条まで、第九条、第十一条及び前条に定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（経過措置）

第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、

平成十七年十月一日から施行する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定の施行の際現に旧機構が同

条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第三項において「旧原子炉等規制法」という）第十六条の第四項第三項の承認を受けている再処理施設において行われる再処理の事業については、次項の規定により機構に係る通則法第十五条第一項の設立委員（次項において「設立委員」という）

が提出する書類に記載されたところにより、前

条の規定の施行の日に、同条の規定による改正

に係る新法第十二条の六第四項の規定は、前項の規定による法律（以下この条において「新原子炉等規制法」という）第十四条第一項の指定等規制法」という）第十四条第一項の指定があつたものとみなして、新原子炉等規制法の規定を適用する。

設立委員は、前項の規定の適用を受ける再処

理の事業について、新原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を申請する場合に必要とされる

事項を記載した書類を、前条の規定の施行の日前に、経済産業大臣に提出しなければならぬ

い。

前条の規定の施行の際に旧原子炉等規制法第四十四条の四第三項の規定による承認について、

てされている申請については、新原子炉等規制法

の規定による届出をした者を除く）が行う

第一項、第四十三条の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

この法律の施行前に旧法第二十二条の二第一項の規定により受けた認可は、新法第四十三条の三の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第五十条の二第二項の規定による届出をした者（この

法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第五十条の二第二項の規定による届出をした者を除く）が行う

第一項、第四十三条の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

この法律の施行前に旧法第二十二条の二第一項の規定による届出をした者（この

法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第五十条の二第二項の規定による届出をした者を除く）が行う

第一項、第四十三条の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

旧原子炉等規制法の規定に基づき旧原子炉等規制法第六十七条第三項に規定する指定検査機関等が行う検査又は確認の業務に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十

法第四十四条の四第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

（附則の適用に関する経過措置）

附 則（平成一七年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第五五号）抄

五十条の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合は、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、な

お従前の例による。

前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところによ

り、それぞれ新法第二十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその認可を受けることができる。

新法第二十二条の八第三項において準用する新法第二十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第二十二条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可による届出をした者に係る前項の認可について準用する。

新法第四十三条の二十七第三項において準用する新法第十一条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第四十三条の二十一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について新法第五十条の五第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第五十条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十条の五第三項において準用する新法第十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項の規定により受けた認可とみなす。

前項に規定により受けた認可は、新法第二十二条の八第二項、第四十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項の規定により受けた認可とみなす。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合を除く。）は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた変更の許可又は変更の許可の申請とみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可又は同号に掲げる規定の施行後は第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可又は同号に掲げる規定の施行後は第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた許可とみなされた。

第二十五条 附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧法第二十三条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第一項の規定によりされた許可とみなされた。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可とみなされた。

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可とみなされた。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可とみなされた。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第三条第一項若しくは第四十条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十九条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第五十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項若しくは第五十五条第一項の規定によりされた許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定によりされた許可とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項、以下この項において同じ。）に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後ににおいては、第五号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第四十九条第一項」とする。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項若しくは第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ第五号新規制法第三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による許可又は第五号新規制法第六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十七条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に附則第十八条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又はこれに基づく命令の規定を適用する。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ第五号新規制法第三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

3 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項若しくは第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第五十六条第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

5 原子力規制委員会は、加工事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第三条第二項第五号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

6 第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十九条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条第一項の指定を受けている者（第五項において「再処理事業者」という。）は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六ヶ月以内に、当該再処理（第五号新規制法第一条第十項に規定する再処理をいう。第四項において同じ。）の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第四十四条の二第一項第二号又は第四号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ぜることができる。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合には、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

3 第五号新規制法第七十一条第六項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条第一項の規定による再処理の事業の指定の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六ヶ月以内に、当該再処理の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 原子力規制委員会は、再処理事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第四十四条第一項の規定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

6 第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前二項の罰金刑を科する。

第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八 条款による改正規定により、第五項の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「旧規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号新規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の相当規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の相当規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

5 第二十三条 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条（同法附則第十八条の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三条のうち次の表の上欄に掲げる核原材料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前二項の罰金刑を科する。

第九十七条 附則第十七条及び第十八条の規定による改正後の規定については、その施行の状況を勘査して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所の措置が講ぜられるものとする。

八二号 抄 （平成二十五年一月二二日法律第八十七条）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十一条 施行日前に前条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「旧規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十二条 この法律による改正前の法律に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十三条 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条（同法附則第十八条の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三条のうち次の表の上欄に掲げる核原材料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前二項の罰金刑を科する。

第九十八条 附則第十九条の規定による改正後の規定により、第五項の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

第二十条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の相当規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十一条 施行日前に前条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「旧規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十二条 この法律による改正前の法律に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十三条 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条（同法附則第十八条の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三条のうち次の表の上欄に掲げる核原材料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第三項を削る。

第九十九条 附則第十九条の規定による改正後の規定により、第五項の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の相当規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十一条 施行日前に前条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「旧規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十二条 この法律による改正前の法律に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十三条 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条（同法附則第十八条の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三条のうち次の表の上欄に掲げる核原材料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第三項を削る。

第九十九条 附則第十九条の規定による改正後の規定により、第五項の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の相当規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十一条 施行日前に前条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「旧規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十二条 この法律による改正前の法律に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

第二十三条 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条（同法附則第十八条の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三条のうち次の表の上欄に掲げる核原材料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第三項を削る。

いう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

前項の規定により認可を受けなければならない長期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げる平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応じ、第四号施行日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 次号及び第二号に掲げるもの以外のもの運転開始日から起算して四十年を経過する日

二 第四号施行日において運転開始日から起算して四十年を超えて運転しようとするもの(次号に掲げるものを除く。)運転開始日から起算して五十年を経過する日

三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの運転開始日から起算して六十年を経過する日

四 第一項の認可を受けた長期施設管理計画(附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間が一年以内である場合には、当該长期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可是、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。

前項の認可の申請は、第四号施行日の前日までの間に当該申請に対する処分がされなかつときは、第四号施行日において新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第三項前段の認可の申請とみなす。

原子力規制委員会は、第一項又は第三項の認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣に通知するものとする。

第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉(前条第一項に規定するものを除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四

十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、同条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十二条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十二条の三の三十二第一項若しくは第三項又は前条第六项第一項の認可を受けた者であつて、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、第四号施行日前において、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、当該长期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。」の場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。

附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第六项第一項の認可を受けた長期施設管理計画について、前項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第七項の規定の例により、その旨を原子力規制委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日において同項の規定による届出とみなす。

附則第四条第四項から第六項までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十二条の三の三十二第三項前段」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構

(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以

下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (号) 抄 (令和五年六月七日法律第四七

(施行期日)

第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉(前条第一項に規定するものを除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四